

諮問日：令和6年3月18日（令和5年度（情）諮問第53号）

答申日：令和6年10月24日（令和6年度（情）答申第18号）

件名：秋田家庭裁判所における特定日付以前の家事調停事件及び別二審判事件の配てん簿上の処理の内容が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「令和5年1月27日付秋田家庭裁判所家事調停事件及び別二審判事件の配てん簿上の処理について（申合せメモ）が、令和5年1月27日から取扱いを開始したことに伴い廃止された旧申合せの内容がわかるもの。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、秋田家庭裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、秋田家庭裁判所長が令和6年1月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示しないこととした理由は、「1の文書は、存在しない。」とのみ記載されており、基準を定めておらず元々なかった、元々あったが廃止されたことに伴い廃棄したなど、存在しない理由が不明確である。存在しないのであれば、なぜ存在しないのか明らかにしないと文書開示の趣旨に反するし、開示しないとする説明につき理由不足の不備がある。再度文書の存在を確認のうえ、存在するのであれば開示し、存在しなければその理由を明確にして頂きたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、別件開示申出で開示された令和5年1月27日付け秋田家庭裁判所作成「家事調停事件及び別二審判事件の配てん簿上の処理について（申合せメモ）」（以下「現行申合せ」という。）記載の取扱いが同日から開始したことに伴い廃止された旧申合せの内容が分かる文書についての開示を求めるものであるところ、秋田家庭裁判所で対象文書を探索した結果、存在しなかった。

この点、「現行申合せ」は事件の配てん簿上の処理を定めるものであるが、この定めは必ずしも文書で定める必要があるものではなく、実務慣行として、事件を担当する裁判官同士で都度、協議して基準等を申し合わせ、特段の書面を作成せずに配てん簿上の処理を行うことも考えられるものであり、「現行申合せ」が文書として存在するからといって、旧申合せが必ず存在するというものではない。

また、対象文書にかかる作成・取得及び廃棄に関する記録も見当たらないことから、「現行申合せ」の取扱いが開始される以前は書面を作成・取得していなかったのか、あるいは、対象文書が存在したものの、その後廃棄されたのかが判然としないことから、「存在しない」としたものである。

- 2 なお、本件不開示通知書に「令和5年1月27日付け秋田家庭裁判所「家事調停及び別二審判事件の配てん簿上の処理について（申合せメモ）」」とあるのは「令和5年1月27日付け秋田家庭裁判所「家事調停事件及び別二審判事件の配てん簿上の処理について（申合せメモ）」」の誤りであるが、原判断には影響しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 審議

④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、事件の配てん簿上の処理については、必ずしも文書で定める必要があるものではなく、実務慣行として、事件を担当する裁判官同士で都度、協議して基準等を申し合わせ、特段の書面を作成せずに配てん簿上の処理を行うことも考えられるものであり、現行申合せが文書として存在するからといって、旧申合せが必ず存在するというものではない旨説明する。この説明は、事件の配てん簿上の処理に関して、文書を作成すべき規範等がないことや、上記実務慣行に関する説明が首肯できることから、合理的である。

次に、最高裁判所事務総長は、対象文書に係る作成・取得及び廃棄に関する記録も見当たらないことから、現行申合せの取扱いが開始される以前は書面を作成・取得していなかったのか、あるいは、対象文書が存在したものの、その後廃棄されたのかが判然としないために、秋田家庭裁判所において「存在しない」とした旨説明する。この点に関し、当委員会庶務を通じて当該説明の趣旨を確認した結果によれば、本件開示申出文書を「存在しない」としたのは、令和5年1月27日から遡った場合に、過去のいずれかの時点で何らかの文書が存在したか否かが不明であると判断したためであったことが認められた。

この点につき、本件開示申出の対象は、現行申合せが令和5年1月27日から取扱いを開始したことに伴い廃止された旧申合せの内容が分かる文書であり、当該申出の趣旨を合理的に解釈すれば、令和5年1月27日を基準として、その時点で存在し、現行申合せの取扱い開始に伴い廃止された文書を探索すれば足りるものと考えられる。そして、上記確認と併せて当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、現行申合せを作成する直前の時点において、秋田家庭裁判所にあつては、申合せメモ等を用いることなく、現行申合せに記載されているような配てん簿上の処理に係る事務を行っていたことが認められた。

上記の認定事実に照らすと、令和5年1月27日時点では、特に申合せメモ

等の文書が存在しなかったのであるから、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断は妥当である。ただし、本件において不開示とする理由は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないためとするのが相当であった。

2 以上のとおり、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、上記の理由により本件開示申出文書が存在せず、秋田家庭裁判所においてこれを保有していなかったと認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕